おおさかエネマネ普及促進事業者登録要領

（目的）

第１条　この要領は、電気事業者との契約電力が50キロワット以上200キロワット未満である事業所等を所有する事業者（以下、「中小事業者等」という。）が建物における電気の需要の最適化及びエネルギー使用の効率化を実施できるよう、エネルギー管理支援サービスに関する要件を定め、要件を満たすエネルギー管理支援サービスを提供する事業者を登録・公表することによりその普及を促進し、もって中小事業者等における電気の需要の最適化及びエネルギー使用の効率化に資することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一　電気の需要の最適化　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）

　に規定する電気の需要の最適化をいう。

ニ　エネルギー　エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定するエネルギーをいう。

三　エネルギーマネジメントシステム　建物（建物に附属する工作物を含む。以下同じ。）で使用するエネルギー量を計測し、かつ、記録することができるもので、次のいずれかに該当するものをいう。

イ　建物又は建物の一部における電気の使用量を把握でき、電気の需要の最適化に向けた分析をするためのシステムであること。

ロ　建物又は建物の一部におけるエネルギーの使用量を把握でき、エネルギー使用の効率化に向けた分析をするためのシステムであること。

四　エネルギー管理支援サービス　エネルギーマネジメントシステムを用いて、電気の需要の最適化又はエネルギー使用の効率化を支援するために１年に１回以上行うサービスで、次に掲げるものをいう。

イ　エネルギーの使用量について過去との比較分析を実施

ロ　エネルギーの使用量について時系列分析を実施

ハ　電気の需要の最適化又はエネルギー使用の効率化に資する具体的な報告及び提案又は対

　策を実施

五　おおさかエネマネ普及促進事業者　おおさかエネマネ普及促進事業者の登録要件を満たす者として、府が登録した事業者をいう。

（役割分担及び責務等）

第３条　府は、次に掲げる役割及び責務等を担うものとする。

一　ホームページによる導入事例の紹介、セミナーの開催及び業界団体等の勉強会等を通じてエネルギー管理支援サービスの普及啓発に努めるものとする。

二　おおさかエネマネ普及促進事業者の登録、変更及び取り消し等の手続きを行う。

三　おおさかエネマネ普及促進事業者に関する情報を管理するとともに、おおさかエネマネ普及促進事業者に対し指導、支援及び助言を行う。

２　おおさかエネマネ普及促進事業者は、次に掲げる役割及び責務等を担うものとする。

　一　中小事業者等にエネルギー管理支援サービスを提供することにより、中小事業者等における電気の需要の最適化又はエネルギー使用の効率化を促進するものとする。

二　中小事業者等とエネルギー管理支援サービスの契約を締結するときは、中小事業者等から電気の需要の最適化又はエネルギー使用の効率化のために必要な情報を確認した上で、エネ

　ルギー管理支援サービスの概要、必要な経費、期待される効果、将来の拡張性、その他中小事業者等が必要とする事項についてわかりやすく説明すること。

三　エネルギー管理支援サービスの実施状況について府へ報告すること。

四　府が行うエネルギー管理支援サービスの普及啓発への協力に努めること。

五　関係法令を遵守すること。

（おおさかエネマネ普及促進事業者登録の要件）

第４条　府は、次の各号の要件に該当する事業者の申請に基づき、おおさかエネマネ普及促進事業者として登録する。

一　エネルギー管理支援サービスについて、次の提供実績を有すること。

イ　エネルギー管理支援サービスを２年以上継続して実施していること

ロ　過去２年間において電気事業者との契約電力が200キロワット未満の２以上の事業所等に対して、エネルギー管理支援サービスに基づく電気の需要の最適化又はエネルギー使用の効率化に資する具体的な報告及び提案又は対策を実施していること。

二　エネルギー管理支援サービスの提供にあたり、次の体制又は措置を設けていること。

イ　府内の中小事業者等に対してエネルギー管理支援サービスを提供する体制

ロ　自社の従業員に対する必要な研修及び情報共有の実施

ハ　情報セキュリティ対策の実施体制

ニ　中小事業者等のエネルギー使用状況や業務を行う上で知り得た業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用することを防止するための措置

三　提供するエネルギーマネジメントシステムについて、消耗品を除く機器の不具合に対して１年以上の保証期間を設けていること。

四　おおさかエネマネ普及促進事業者として前条第２項に定める責務に同意していること。

五　次のいずれにも該当しない者であること。

イ　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

ロ　府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（登録申請書提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）

ハ　大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

ニ　法人にあっては、法人府民税及び法人事業税の滞納者、又は個人にあっては個人府民税及び個人事業税の滞納者

ホ　本事業による登録事業者の指定を取り消され、又はその他本業務の実施にあたり関係法令に違反し処分等を受けた場合にあっては、その処分等の日から２年を経過していない者

（おおさかエネマネ普及促進事業者登録の申請）

第５条　前条の登録を受けようとする事業者は、おおさかエネマネ普及促進事業者登録申請書（様式１）により府に申請しなければならない。

（登録証の交付及び申請結果の通知）

第６条　府は、前条の規定による申請を適当と認めるときは、当該事業者あてにおおさかエネマネ普及促進事業者登録証（様式２）の交付を行う。

２　府は、前条の規定による申請を適当と認めないときは、当該事業者あてに結果の通知（様式３）を行う。

（登録事業者の公表）

第７条　府は、前条の規定によりおおさかエネマネ普及促進事業者の登録を行ったときは、おおさかエネマネ普及促進事業者登録簿に当該事業者を登録するとともに、速やかにおおさかエネマネ普及促進事業者登録簿を公表するものとする。

（登録事項の変更）

第８条　おおさかエネマネ普及促進事業者は、第５条の規定により申請した氏名（法人にあっては名称）又は住所に変更があったときは、その旨を登録変更届出書（様式４）により府に届け出なければならない。

２　府は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかにおおさかエネマネ普及促進事業者登録簿の内容を変更するものとする。

（登録の取り消し）

第９条　おおさかエネマネ普及促進事業者は、登録を辞退しようとするときは、おおさかエネマネ普及促進事業登録辞退届（様式５）を府に届け出るものとする。

２　府は、前項の規定による届出があったとき、又はおおさかエネマネ普及促進事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該おおさかエネマネ普及促進事業者の登録を取り消すことができる。

一　第４条に規定する要件を欠く事情が生じた、又は当該内容に虚偽があったと判明したとき

二　おおさかエネマネ普及促進事業者が、不正又は著しく不当な行為を行ったことが判明したとき

三　おおさかエネマネ普及促進事業者が、廃業又は破産したとき

四　前各号に規定するほか、府が登録を取り消すことが必要と認めたとき

３　府は、前項の規定により登録の取り消しをしようとするときは、当該おおさかエネマネ普及促進事業者に弁明の機会を与えるものとする。

４　府は、前項の手続きの後、登録の取り消しをするときは、当該おおさかエネマネ普及促進事業者あてにおおさかエネマネ普及促進事業登録事業者取り消し通知書（様式６）により通知した上で、おおさかエネマネ普及促進事業者登録簿から消除するとともに、公表するものとする。

（活動状況等報告）

第10条　おおさかエネマネ普及促進事業者は第３条第２項第三号の規定により、エネルギー管理支援サービスの実施状況について、次に掲げる報告を府へ行うものとする。

一　中小事業者等に提供した前年度のエネルギー管理支援サービスの実施状況について、毎年５月31日までにエネルギー管理支援サービス提供実績報告書（様式７）による報告

二　中小事業者等に提供したエネルギー管理支援サービスの実施状況について、府の求めに応じエネルギー管理支援サービス提供件数報告書（様式８）による報告

２　おおさかエネマネ普及促進事業者は、第３条第２項第四号の規定により、中小事業者等に提供したエネルギー管理支援サービスの事例についてエネルギー管理支援サービス提供事例報告書（様式９）により府への提供に努めるものとする。

（報告内容の公表）

第11条　府は前条第１項の規定により報告のあったエネルギー管理支援サービスの実施状況に

ついて集計した結果を公表することができるものとする。

２　府は前条第２項の規定により報告のあったエネルギー管理支援サービスの事例について、中小事業者等からの申し出により、秘匿が必要な部分を除き公表することができるものとする。

（その他）

第12条　この要領のほか必要な事項は別に定める。

附則

（施行期日）

１　この要領は、平成26年５月２日より施行する。

附則

（施行期日）

１　この要領は、平成26年５月20日より施行する。

附則

（施行期日）

１　この要領は、令和４年11月２日より施行する。

（経過措置）

２　この要領の施行日前までにおおさか版ＢＥＭＳ事業者登録証の交付を受けている場合については、この要領の施行後においてもおおさかエネマネ普及促進事業者登録証の交付を受けているとみなす。